

# 国民年金保険料の納付が困難な方へ

## 平成27年7月以降の免除・若年者納付猶予の申請受付開始

経済的な理由で国民年金保険料の納付が困難な場合、納付を全額または一部免除、あるいは猶予される制度があります。7月1日(水)から、平成27年7月～28年6月分の申請を受け付けます。申請して承認を受けると、この期間は年金受給資格期間として算定されますが、年金受給額は保険料を全額納付した時に比べて減額になります。ただし、承認期間中の保険料は10年以内に追納できます。

本人・配偶者の、平成26年中の所得により、日本年金機構が審査します。

審査の対象となるすべての方の税申告が済んでいない場合、受け付けできない場合があります。また、審査対象となる方で平成27年1月2日以後江東区へ転入された方は、その方が平成27年1月1日現在居住していた市区町村で税申告を済ませてください。

「免除申請」は、本人・配偶者および世帯主、「若年者納付猶予(30歳未満の方が対象)」は、

本人・配偶者の、平成26年中の所得により、日本年金機構が審査します。

申請日	免除申請を行う期間	区民課年金係	各出張所
7/1(水)～31(金)	平成26年6月分以前	○	×
	平成26年7月分～平成27年6月分	○	○
	平成27年7月分～平成28年6月分	○	○
8/3(月)以降	平成26年6月分以前	○	×
	平成26年7月分～平成27年6月分	○	×
	平成27年7月分～平成28年6月分	○	○

※申請日から2年1ヵ月前以降分の申請が可能です

なお、失業を理由とした免除申請・若年者納付猶予申請をされる場合は審査基準に特例がありますので、雇用保険受給資格

者証、雇用保険被保険者離職票等の書類を、離職日がわかるようにコピーしてご用意ください。受付は区民課年金係(区役所隣防災センター2階20番)、各出張所で行っています(右表のとおり)。年金手帳、年金保険料納付書など、基礎年金番号が確認できるものが必要です。

☎(3647)1131

## 商店街の賑わいで、まちを元気に!

### 区政取組線

#### 区長室から



江東区長 山崎孝明

3割のプレミアムが付いた商品券、「こうとうDE(で)元

品券、お買い物券」が、今月の3日(金)・4日(土)・5日(日)の3日間に、区内8か所で発売

されます。これは国や都の交付金などを活用して実施する事業で、他の区市でも同様な事業を行っていますが、1万円

で3千円分の買い物ができる、3割お得な商品券は、23区では江東区だけです。

私は商店街や個人商店は、地域の方々とのコミュニケーション

を育む大切な場であると思っています。「親の買い物について行き、親の知り合いに会い、無理やり挨拶させられた」「母の日のプレゼントに、おこづかいを貯めて、買い物カゴをプレゼントした。」誰もが一度は経験した商店街の思い出ではないでしょうか。さすがに買い物カゴは、今やエコバックなどに変わりましたが、商店街が、地域の皆さんが知り合うきっかけの場、交流の場であることに変わりはありません。東日本大震災以降、

地域のつながりの大切さが改めて見直されている今だからこそ、この商品券をきっかけに、多くの方々に商店街などでお買い物をしていただき、改めてその良さを知ってください。お店の方も顔見知りになり、知り合いも増やしてください。顔見知りが多いまちは安全安心なまちへとつながり、商店街の賑わいはまち全体を元気にしていきます。そんな思いを込めた商品券です。皆さん、ご利用ください。6月12日、ついに本区始まって以来、人口50万人を突破しました。嬉しく誇りに思います。発展を続ける江東区の50万区民の皆さんの、安全安心そして快適な生活のために、今後とも全力をつくしてまいります。

後期高齢者医療制度では、自己負担割合(1割または3割)を毎年見直しています。8月1日(土)からは、平成27年度の住民税課税標準額に基づいた負担割合となります。

負担割合が変更となる方には、7月中旬に新しい保険証を簡易書留でお送りします。変更がない方は、お手元の保険証を引き続きお使いください。

※負担割合は、所得の変更や、同一世帯の加入者数の増減等により、有効期限内であっても変更することがあります。

該当者は申請で1割負担に  
住民税課税標準額が145万円以上の加入者がいる世帯では、その世帯の加入者の負担割合は全員3割となります。

ただし、次のいずれかに該当する方が申請により認定された場合は、1割に変更となります。1割になる可能性のある方には、申請書をお送りしましたので、平成26年中の収入の証明となるものを添付し、医療保険課資格相談係(区役所2階7番)へ申請してください。

# 後期高齢者医療制度

## 8月からの負担割合を判定

負担割合が変更となる方には、7月中旬に新しい保険証を簡易書留でお送りします。変更がない方は、お手元の保険証を引き続きお使いください。

※負担割合は、所得の変更や、同一世帯の加入者数の増減等により、有効期限内であっても変更することがあります。

該当者は申請で1割負担に  
住民税課税標準額が145万円以上の加入者がいる世帯では、その世帯の加入者の負担割合は全員3割となります。

ただし、次のいずれかに該当する方が申請により認定された場合は、1割に変更となります。1割になる可能性のある方には、申請書をお送りしましたので、平成26年中の収入の証明となるものを添付し、医療保険課資格相談係(区役所2階7番)へ申請してください。

同一世帯に加入者が2人以上いる場合、加入者全員の前年の収入合計額が520万円未満

同一世帯に加入者が1人で、他に70歳以上の方がいる場合、その方たちの前年の収入合計額が520万円未満

同一世帯に加入者が1人で、他に70歳以上の方がいる場合、その方たちの前年の収入合計額が520万円未満

同一世帯に加入者が1人で、他に70歳以上の方がいる場合、その方たちの前年の収入合計額が520万円未満

同一世帯に加入者が1人で、他に70歳以上の方がいる場合、その方たちの前年の収入合計額が520万円未満

同一世帯に加入者が1人で、他に70歳以上の方がいる場合、その方たちの前年の収入合計額が520万円未満

同一世帯に加入者が1人で、他に70歳以上の方がいる場合、その方たちの前年の収入合計額が520万円未満

同一世帯に加入者が1人で、他に70歳以上の方がいる場合、その方たちの前年の収入合計額が520万円未満

同一世帯に加入者が1人で、他に70歳以上の方がいる場合、その方たちの前年の収入合計額が520万円未満

# 高齢者の猛暑避難場所を開設中

## 福祉会館、ふれあいセンターなど 区内12施設で、9月30日(水)まで

夏は熱中症に対する注意が必要です。特に体温調節の機能が低下した高齢者の方が、暑さを我慢することは、大変危険です。

区では、高齢者の方を対象に9月30日(水)まで、区内12か所の高齢者施設に猛暑避難場所を設けます(下表のとおり)。

熱中症の予防対策としてご利用ください。

高齢者支援課高齢者支援係 ☎(3647)4541

高齢者支援課高齢者支援係 ☎(3647)4541

高齢者支援課高齢者支援係 ☎(3647)4541

高齢者支援課高齢者支援係 ☎(3647)4541

高齢者支援課高齢者支援係 ☎(3647)4541

高齢者支援課高齢者支援係 ☎(3647)4541

高齢者支援課高齢者支援係 ☎(3647)4541

高齢者支援課高齢者支援係 ☎(3647)4541

高齢者支援課高齢者支援係 ☎(3647)4541

高齢者支援課高齢者支援係 ☎(3647)4541

施設名	住所	電話番号
古石場福祉会館	古石場1-11-11	3641-9531
塩浜福祉会館	塩浜2-5-20	3647-3901
千田福祉会館	千田21-18	3647-0108
東陽福祉会館	東陽6-2-17	3647-8180
亀戸福祉会館	亀戸1-24-6	3685-8208
大島福祉会館	大島4-5-1	3637-2581
東砂福祉会館(※)	東砂7-15-3	3646-0461
深川ふれあいセンター	平野1-2-3	3643-1902
森下ふれあいセンター	森下5-11-1	5624-6030
城東ふれあいセンター	北砂4-20-12	3640-8651
亀戸ふれあいセンター	亀戸9-33-2-101	5609-8822
グランチャ東雲	東雲1-9-46	5548-1992

○利用できる時間は各施設の開館時間に準じます ※8/18(火)～9/30(水)は、2階の東砂児童館をご利用ください

# 高校・大学進学を支援

## 学習塾等受講料・学校受験料を無利子で貸付 入学すれば返還免除

受験生チャレンジ支援貸付相談窓口では、中学3年生・高校3年生等の受験生がいる世帯に対し、学習塾・受験対策講座等の受講費用や高校・大学等の受験費用を無利子で貸し付けています。貸付条件など制度の詳細は、お問い合わせください。

入次すべてに該当し、中学3年生、高校3年生のことも

収入が目安

扶養人数	総収入(年間)
0人	176万円以下
1人	260万円以下
2人	320万円以下
3人	380万円以下
4人	440万円以下
5人	500万円以下

収入から家賃(一定額)を控除できる場合があります。詳細は窓口へご相談ください。

返済の免除もが高校、大学等に入学した場合は貸付金の返済が免除になります。

返済時間 平日午前9時～正午 午後1時～5時

相談窓口(区役所2階24番保護第一課隣) ☎(3647)9660

返済の免除もが高校、大学等に入学した場合は貸付金の返済が免除になります。

返済時間 平日午前9時～正午 午後1時～5時

相談窓口(区役所2階24番保護第一課隣) ☎(3647)9660

返済の免除もが高校、大学等に入学した場合は貸付金の返済が免除になります。

返済時間 平日午前9時～正午 午後1時～5時

相談窓口(区役所2階24番保護第一課隣) ☎(3647)9660

返済の免除もが高校、大学等に入学した場合は貸付金の返済が免除になります。

返済時間 平日午前9時～正午 午後1時～5時

相談窓口(区役所2階24番保護第一課隣) ☎(3647)9660

返済の免除もが高校、大学等に入学した場合は貸付金の返済が免除になります。

返済時間 平日午前9時～正午 午後1時～5時

相談窓口(区役所2階24番保護第一課隣) ☎(3647)9660